

八戸市告示第352号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関から休止する旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年12月19日

八戸市長 熊谷雄一

居宅介護事業者 (介護予防事業者)		居宅介護事業 (介護予防事業) の種類	居宅介護事業所 (介護予防事業所)		休止年月日
名称	主たる事務所の 所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 信和会	東京都中央区日本橋浜町二丁目44-4	地域密着型通所 介護・第1号通所事業(A6)	デイサービスセンタークローバーズ・ピア江陽	八戸市江陽二丁目1番32号	令和7年11月1日～令和10年3月31日
八戸医療生活 協同組合	八戸市類家5丁目38番20号	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	八戸医療生活協同組合デイサービスセンターさるかどした	八戸市南類家一丁目13-7	令和7年12月1日～令和8年11月30日